

させぼe振興券 加盟店規約

(事業の趣旨)

第1条 本事業は、佐世保市内の店舗で利用できるプレミアム付商品券「させぼe振興券」(以下「振興券」といいます。)を発行し、消費を喚起して事業者支援を図るとともに、原油価格・物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援することを目的とします。

(発行者)

第2条 振興券の発行は、佐世保市(以下「市」といいます。)が行います。

(事業概要)

第3条 振興券事業の概要は下記のとおりです。

- ①名称 させぼe振興券
- ②券構成 デジタル券 1セット当たり6,000円分をチャージ
紙券 1セット当たり6,000円(1,000円券を6枚)
- ③販売額 1セット当たり5,000円
- ④発行総額 42億円(プレミアム分7億円を含みます)
- ⑤予定数量 700,000セット
うち、デジタル券の割合:7割~5割(売れ行き等を勘案し決定します)
- ⑥販売期間 1次販売 デジタル券 令和4年10月24日~令和4年11月5日
紙券 令和4年11月7日から2週間程度
2次販売 先行販売及び第1次販売の状況を見て内容を決定します。
- ⑦利用期間 デジタル券 令和4年10月24日~令和5年2月5日
紙券 令和4年11月7日~令和5年2月5日
- ⑧販売対象 令和4年9月30日から販売終了までに、佐世保市に住民登録がある人が含まれる世帯
- ⑨販売方法 デジタル券:セブン銀行ATMでのチャージ、市内5ヶ所程度に設置する販売所で販売
紙券 :市内15カ所程度(予定)に設置する販売所で販売
- ⑩購入上限 1次販売は1人当たり3セットまで
2次販売での上限は販売状況等を見て決定します
- ⑪購入制限 1次販売では、引換券1枚につき、デジタル券または紙券のいずれかだけを選択し、購入できるものとします。
デジタル券の販売については、引換券1枚につき1IDだけ購入できます。

(加盟店舗の要件)

第4条 振興券事業の加盟要件は、下記の各号の全てを満たしている者としてします。

- ①市内に実店舗があること。市外にも店舗を有している場合は、市内の店舗に限り利用すること。
- ②暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に規定する者又はその者が関与する者若しくはその者の利益になる活動を行う者ではないこと。
- ③宗教団体又は政治団体ではないこと。

- ④商品券の利用対象とならない商品・取引等だけを取り扱う店舗ではないこと。
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4号又は第5号並びに同条第5項に規定する営業を行う店舗ではないこと。
- ⑥市の入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けていないこと。
- ⑦諸法令に抵触していないこと。

（振興券の利用対象とならないもの）

第5条 下記の各号に定めるものは、利用対象となりません。

- ①有価証券、金券、商品券（ビール券、おこめ券、図書券など）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いもの、電子マネーのチャージ、宝くじ、車券、馬券等の購入
- ②現金との換金
- ③不動産、金融・保険商品
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4号・第5号及び第5項に規定する営業に係るもの
- ⑤国や地方公共団体への支払い（税、手数料、使用料、公共料金）
- ⑥特定の宗教・政治団体とかかわるもの
- ⑦保険診療
- ⑧たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ⑨その他、市が不相当と認めるもの

（加盟店の登録）

第6条 振興券の取扱いを希望する店舗の事業者は、市に加盟登録の申込を行ってください。

2 加盟登録の申込は、複数店舗がある場合も、店舗毎に行ってください。なお、商業ビル等で入居テナントをとりまとめる必要がある場合は、事務局に連絡してください。

3 市は、申込に基づき審査を行い、申込を行った事業者が下記の各号のいずれも満たす場合、市の定めるところにより、加盟登録を行うこととします。

- ①第4条に定める加盟要件を満たすこと
- ②本規約の内容を遵守すると誓約していること

4 市は、加盟登録が完了したときは、令和4年10月中旬以降より順次、申込を行った事業者に対して以下の書類を封入したスターターキットを送付します。

- ①デジタル券決済用QRコード、台紙
- ②ポスター
- ③店頭掲示用ステッカー

このほか、換金キット（専用封筒及び換金伝票、換金マニュアルの予定）を別途送付します。

5 加盟が認められない場合は、事業者に不決定の通知を行います。

6 加盟登録の申込期間は、令和4年9月16日から令和5年1月15日までとします。

7 加盟店は、登録内容に変更があった場合は、市の定めるところにより速やかに届け出てください。

8 登録料は無料です。

9 市は、登録を行った後に、加盟店が第4条に定める要件を満たさなくなった場合又は虚偽により要件を満たす旨の申込を行っていた場合、本規約に反する行為が発覚した場合は、登録を取り消すこと

ができるものとしします。

- 10 前項の取り消しを行った場合、市は、当該事業者からの換金依頼に応じないこととし、換金依頼に応じていた場合は、その全額の返還を請求できることとしします。

(加盟店の業務)

第7条 加盟店は、デジタル券又は紙券で決済し、物品の販売やサービスの提供を行うものとしします。

- 2 加盟店は、デジタル券及び紙券の両方を取り扱うこととしします。
- 3 加盟店は、店頭に掲示用ポスター及び振興券ステッカーを掲示するとともに、デジタル券決済用QRコードを利用者が会計時に利用しやすい場所に設置することとしします。
- 4 利用者からデジタル券を提示されたときは、スマートフォン等端末の画面を目視し、支払い金額に相違ないことや支払いが完了したことを確認してください。
- 5 振興券は、加盟店において利用期間内に限って利用することができます。
- 6 受け取った紙券の裏面には、店印を押印してください。押印がないものは、換金できない場合があります。
- 7 取扱い上の留意事項
 - ①振興券と現金の交換や両替は行わないでください。
 - ②振興券で支払いを受けた物品等は、返品・返金対応を行わないでください。不良品の場合は、良品との交換により対応してください。
 - ③お釣りは渡さないでください。
 - ④利用対象外となる商品については、加盟店においてあらかじめ消費者が認識できるよう明示してください。
 - ⑤他店の押印がある紙券は受け取らないでください。
 - ⑥偽造等の不正使用が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに佐世保市に連絡してください。偽造された商品券を受け取った場合、市は換金する義務を負わないものとしします。
 - ⑦振興券事業について佐世保市が行う調査等について、ご協力をお願いします。
- 8 換金時における振込手数料は、加盟店の負担としします。

(そのほか加盟店の責務)

第8条 加盟店は、自ら購入した振興券を自店で使用しないでください。また、自店で使用する機材や原材料の購入、商品仕入れなどに使用しないでください。

- 2 事業に伴う買掛金や未払金等としての流用や出資は行わないでください。
- 3 振興券及び関係書類の偽造や加工は行わないこと。
- 4 振興券の利用者に対して、その他支払い手段よりも高い価格を設定することは認められません。
- 5 振興券の利用を見込んで、通常より高い価格を設定する等の行為は控えてください。
- 6 盗難や紛失、偽造等に対して、市は責任を負わないものとしします。

(換金の手続き)

第9条 市は、加盟店からの申込に基づき、加盟店が利用者から受領した振興券が適切に使用されたことを確認して換金することとし、換金方法は下記の通りとしします。

- 1 紙券の場合

- ①使用済の紙券の裏面に店印の押印があることを確認した上で、加盟店登録時に送付する専用封筒に封入してください。
- ②必要事項の記入を済ませた換金伝票を同封してください。
- ③封入後、市の定める宛先に郵送してください。専用封筒を使用した場合の郵送料は不要です。
- ④到着後、使用済振興券の枚数と換金伝票を確認します。
- ⑤換金は、市の定める期日（毎月2回）に締めを行い、15営業日前後で、登録のあった口座に入金します。
- ⑥換金の手続きは、店舗毎に行ってください。商店街団体等によるとりまとめは不要ですが、商業ビルなど入居テナントのとりまとめが必要な場合は、事務局に連絡してください。

2 デジタル券の場合

- ①市で定める期日（毎月2回）に利用データの抽出を市で行い、5営業日後に、登録のあった口座に入金します。
 - ②年末年始や大量取引日については、数日間程追加を要する場合があります。
- 3 入金は、本事業の専用口座から、登録のあった口座に入金します。
 - 4 入金は、換金額から、振込手数料を差し引いた金額を入金するものとします。
 - 5 振込手数料の額は、十八親和銀行の定めるところによります。
 - 6 換金受付期間は、令和4年10月24日から令和5年2月10日（必着）とします。
 - 7 換金の際は、確認のため、加盟店控え部分を入金確認が完了するまでは大切に保管してください。控え部分を紛失または処分した場合、入金額に差異があっても異議の申し出には応じられません。
 - 8 換金後の入金額について異議が生じた場合は、振込完了後の2週間以内に市へ申し出てください。
 - 7 使用済み振興券の紛失・盗難や換金期限切れによる損失が生じた場合も、本市は責任を負わないものとします。

（商品券の汚損・破損）

第10条 振興券の汚損・破損があった場合、以下のいずれも満たしている場合に限り、使用・換金ができることとします。

- ①通し番号が確認できること
- ②券面の3分の2以上が残っていること

（事故）

第11条 振興券の保管中に盗難、紛失、その他事故が発生した場合は、保管責任者がその責を負うこととします。振興券の所有者のもとで発生した事故については、所有者がその責を負うこととします。

（紛争の解決）

第12条 振興券の利用に関して、加盟店と利用者との取引に際して苦情または紛争が生じた場合は、当事者間でこれを解決することとし、市はその責を負わないものとします。

（その他）

第13条 市は、必要が生じた場合は、本規約の内容を変更できることとします。

- 2 この規約に定めのない事項については、市において決定します。

附則

この規約は、令和4年9月16日から施行します。